

有償運送許可取得のための講習会について

ロードサービス業務に使用される自家用の車積載車による道路上の事故車等の排除業務は道路運送法第78条第3号の有償許可により、これまでは警察又は道路管理者から依頼を受けたJAFまたはJAFの指定工場が保有する車積載車が対象とされてきましたが実態に即した適切な運営を図る為平成23年9月1日より対象を拡大し国土交通省が、指定した団体が実施する研修指導を受けること等により有償運送許可を受けることが可能となりました。つきましては全国オートバイ協同組合連合会が昨年12月10日に国土交通省から指定研修団体の指定を受けたことに伴い当会において委託を受け表記、講習会を下記のとおり開催する運びになりましたので該当する事業者におかれましては是非とも受講されますようお願い致します。

尚、受講に際しましては申込制とさせていただきます、すでに送られました往復はがきに必要事項を記入の上、締切2月20日までに返送くださいますようお願い致します。

又このサイトから新規で申込みを希望される方は下記の事務局までTEL

(028-658-0332) 連絡願います。

日時 : 2月27日(月) 12時30分~17時30分まで

場所 : 栃木県自動車振興会 教育センター3F

受講対象者 : 自家用車の車積載車を保有し有償運送許可を受けようとする事業者から
適任者1名

費用 : 組合員外¥8000 組合員¥5000

<ご持参いただく物・注意事項>

●車積載車(軽トラック等含む)の自動車検査証(写し)

原則的に使用者(所有者)と住所が許可を取得しようとする事業者と同一であること。車検の残年数が平成24年3月末で検切れの場合は車検の継続検査を至急行ってから検査証をお持ちください。

●任意保険の取り扱い (対人5000万円以上の保険に加入している)

車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者1人につき保険金額5000万円以上の損害賠償責任保険契約等を締結していること。

●印鑑(法人の場合社印 個人は認印 シャチハタは不可)

●ボールペン(黒色)の他、筆記用具

●車積載車の台数は 使用している車1台ずつの許可証になります。複数台所有している場合は全車の申請が必要です。車検証(写)任意保険証(写)も全車分用意して下さい。(金額等は変わりません)

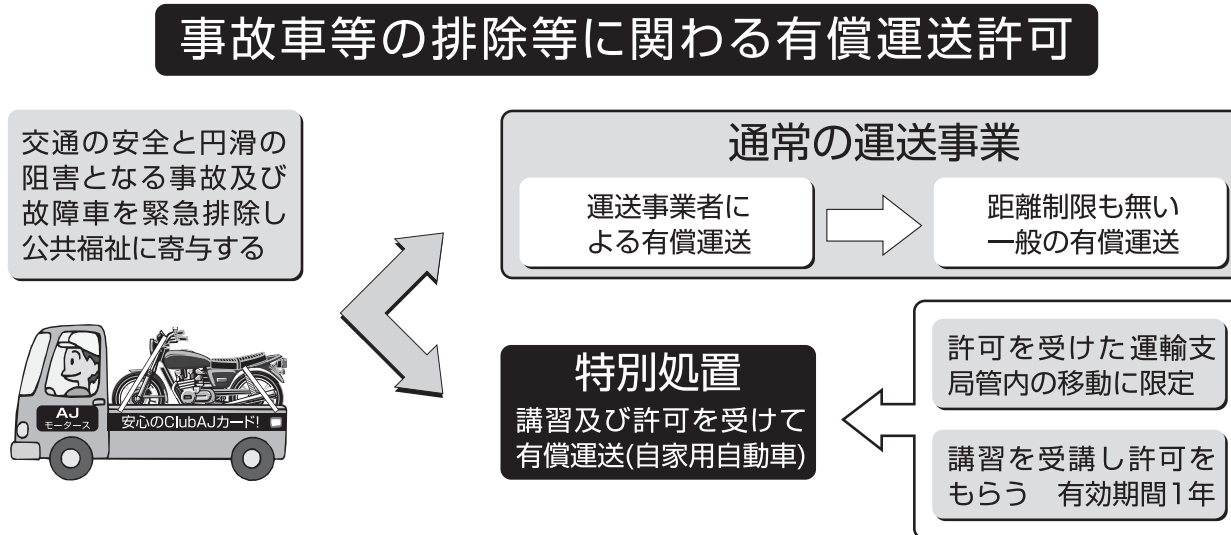
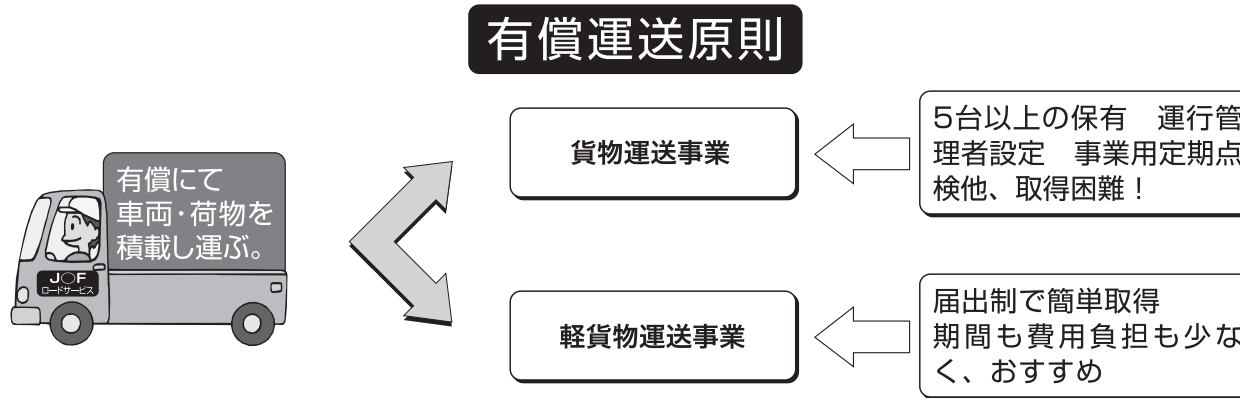
<お問合せ>

栃木県オートバイ事業協同組合事務局 大垣

321-0158 宇都宮市西川田本町2-4-12

TEL 028-658-0332 FAX 028-658-053

第1章 排除業務の主旨



有償運送許可の取得

道路運送法では、原則的に自家用車による有償運送行為を禁止しています。したがって、排除・搬送業務であっても、有償による車両の運送には営業許可（いわゆる緑ナンバー）の取得が必要になります。

ただし、道路運送法第78条に一部例外的な運用が許可されており、公共の福祉（公益）を確保するために一定の条件のもと、自家用自動車（ナンバー）による有償運送が可能となっています。これがいわゆる『有償運送許可証』による運用です。

道路運送（有償運送）法（昭和26年6月1日法律第183号）（抄）

第78条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- （1）災害のため緊急を要するとき
- （2）市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- （3）公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【公共の福祉の確保とは】

路上排除業務における「公共の福祉」とは、迅速に路上の事故車・故障車を排除することにより、追突などの二次災害を防止するほか、交通渋滞を回避することで、交通の安全と円滑を確保すること等を意味しています。

このようなことから、車積載車の「有償運送許可証」による運送は、道路上の現場から最寄りのディーラー、整備工場、車両保管場所までの一次的な排除を目的としたものに限られます。

【有償運送許可証とは】

運用の地域や期間を限定して、有償による運送が許可されるものであります。路上排除業務においては、許可を受けた運輸支局管内の移動、ならびに有効期間は1年間（更新可）となっています。

既に有償運送許可証は、繁忙期の運送業界、郵便局、一部の路上排除業務や福祉施設（旅客）において運用がなされているものです。年末年始に郵便物を運ぶ白ナンバー（黄ナンバー）の車両や福祉施設への送迎などに利用されているワゴン車などがそれにあたります。

有償運送許可の取り扱い

(1) 下記の全ての要件に該当する事業者が使用する車積載車においては、有償運送許可による対応ができます。

申請日前1年間に、事故車等の排除業務を行っている者等の組織する事業協同組合等（以下「事業団体」という。）が実施する研修及び指導を受けていること。

車積載車の運行により生命又は身体の障害を受けたもの1人につき5,000万円以上を限度額としててん補することを内容とした、損害賠償責任保険契約又は損害賠償責任共済契約（以下「任意保険等」という。）を締結していること。

(2) 搬送する物の種類及び搬送区間等は下記のとおりです。

搬送する物の種類は、排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避等が図られ、公共の福祉を確保する観点から、道路上の事故車等を対象とする。

搬送区間は、事故車等の一時的排除を目的とする観点から、道路上の現場（原則として有償運送許可を受けた運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までとする。

(3) 許可にあたっては、下記の条件を付すこととします。

許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。

許可期間は、許可日から1年間とし、許可証の記載内容の変更又は許可期間が過ぎた場合は速やかに返納すること。

搬送する物の種類又は搬送区間に違反した場合は、許可を取消すことがある。

(4)申請方法等は、以下のとおりです。

事業者団体に所属している者からの有償運送許可証は、様式1(36頁)により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局毎に事業者団体が一括して運輸支局に提出すること。

によらない場合の有償運送許可申請は、事業者団体による研修及び指導の受講状況及び任意保険等の証書(写)、車検証(写)を添付し、様式2(40頁)により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出すること。

(5)事業者団体の取扱い等は、下記のとおりです。

事業者団体は、事故車等の排除業務に関する研修及び指導の内容が国土交通省において適切と認められたものとし、変更等があった場合には地方運輸局に通知する。

事業者団体は、1月から12月までに実施した事故車等の排除業務に関する研修及び指導の実施内容を、翌年の3月末までに道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条に基づき、様式3(41頁)により国土交通大臣に報告すること。

(6)この取扱いは、平成23年9月1日より適用します。